厚生労働省
# 岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表
令和8年10月22日(木)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室　　長　髙橋　功一
室長補佐　畠山　　剛
電話　019－604－3008

報道関係者　各位

## 岩手労働局長が労使団体へ岩手県最低賃金の改正及び賃上げ支援策の周知要請をします

岩手労働局長 川又修司（かわまたしゅうじ） は、令和８年度岩手県最低賃金の改正及び賃上げ支援策について、県内の使用者及び労働者への周知を図るため、岩手県経営者協会会長及び日本労働組合総連合会岩手県連合会会長に対し、周知の協力要請を行います。

岩手県最低賃金は、令和８年12月１日から現行の時間額1,031円から時間額1,090円に改正されますが、岩手労働局では岩手県最低賃金の改正の周知とともに、中小企業・小規模事業者などに対する賃上げ支援策として、業務改善助成金など賃上げ助成金パッケージの活用促進を図ることも重要と考えております。

そのため、改正後の最低賃金額と発効日、各種賃上げ助成金・支援策の周知に関して、岩手県経営者協会会長及び日本労働組合総連合岩手県連合会会長に対し、協力要請を行うこととしました。

記

**１　岩手県経営者協会会長への要請**

日　時　令和８年10月27日（火）10：30～10：45
場　所　株式会社　北日本銀行
（盛岡市中央通１－６－７）

**２　日本労働組合総連合会岩手県連合会会長への要請**

日　時　令和８年10月27日（火）13:30～13：45
場　所　日本労働組合総連合会岩手県連合会
（盛岡市大通１－１－16 岩手教育会館４階）

**※ 取材に当たってのお願い**

取材を希望される場合は、10月23日（金）15時までに右上の担当まで連絡をお願いします。

確認OK?

# 最低賃金



働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

**最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。**

## 岩手県 最低賃金

令和8年
12月1日から
時間額

# 1,090円

前年比 59UP円

**月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう**

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

# 時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

## 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

**A 時間給の方**

時間給 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

**B 日給の方**

日給 ＿＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

**C 月給の方**

月給 ＿＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

**D 上記 A、B、C が組み合わさっている方**

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

# 業務改善助成金

最大600万円を助成

## 中小企業事業者の皆さん!

### 賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

**業務改善助成金とは？**

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

**支給の主な要件**

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

**設備投資等に要した費用の一部を助成**

**助成金支給までの流れ**

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
4 支給

**WEBで確認!**

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ
岩手労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

**専門家による無料相談を実施**

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

**働き方改革推進支援資金**

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R8.9）

（令和8年9月時点版）

## 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

# 最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

**助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。**
**賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。**

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

## 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

## キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

## デジタル化・AI導入補助金<br>新事業進出・ものづくり商業サービス補助金<br>省力化投資補助金（一般型）

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2／3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

**特設サイト**
**はこちらから**

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ

中小企業庁
ミラサポplus

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省

中小企業庁

## 業務改善助成金

**事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。**

〈補助上限〉30万円～600万円　　〈助成率〉3／4 ～ 4／5
〈助成対象経費の例〉機器・設備の導入：POSレジシステム導入による在庫管理の効率化
経営コンサルティング：顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他：顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら

**申請先**　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

**問合先**　業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

## キャリアアップ助成金

**有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。**

〈対象となる方〉
雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の❶～❻までのいずれかを実施した事業主。

❶正社員化コース　❹賃金規定等共通化コース
❷障害者正社員化コース　❺賞与・退職金制度導入コース
❸賃金規定等改定コース　❻短時間労働者労働時間延長支援コース

〈支援内容〉 ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3%以上4%未満 | 4万円 | 5%以上6%未満 | 6万5,000円 |
| 4%以上5%未満 | 5万円 | 6%以上 | 7万円 |

詳しくはこちら

**問合先**　都道府県労働局

## デジタル化・AI導入補助金

**業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのAIを含むITツールの導入を支援します。**

補助上限：最大450万円　　補助率：1／2～4／5

詳しくはこちら

**問合先**　中小企業デジタル化・AI導入支援事業コールセンター：0570-666-376

## 中小企業省力化投資補助金（一般型）

**人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。**

詳しくはこちら

補助上限：最大1億円　※従業員数による
補助率：1／2、小規模・再生2／3（最低賃金引上げ特例：2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。）

**問合先**　中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

賃上げを後押しするその他施策

## 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。　※令和8年度の交付申請は11月30日(月)まで！

| コース区分 | 助成上限額 | | |
|---|---|---|---|
| | 基本部分 | 加算部分 | |
| | | 賃上げ | 割増賃金率 |
| 業種別課題対応コース(※1) | 25～550万円 | 6～360万円(※2) | 25～100万円 |
| 労働時間短縮・年休促進支援コース | 25～200万円 | | |
| 勤務間インターバル導入コース | 50～150万円 | | |

詳しくはこちら

(※1)建設業の場合
(※2)5%及び7%以上の引き上げに対する加算額については、労働者数10人以上30人以下の場合は倍額を加算し、労働者数10人未満の場合は2.5倍の金額を加算する。
(※3)別途団体向けのコースあり(取引環境改善コース、団体推進コース)

## 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

| 区分(※) | 賃上げした場合の助成率・額 |
|---|---|
| ①賃金助成額 | 労働者1人1時間あたり<br>500円・1000円 |
| ②経費助成率 | 訓練経費の45%～<br>※制度導入に係る助成の場合は、<br>24万円・36万円 |
| ③OJT実施助成額 | 1人1コースあたり<br>12万円～25万円 |

詳しくはこちら

(※)訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

## 人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

| 区分 | 助成額・助成率(※1・2) |
|---|---|
| ①賃金規定制度<br>②諸手当等制度<br>③人事評価制度 | 50万円(40万円) |
| ④職場活性化制度<br>⑤健康づくり制度 | 25万円(20万円) |
| ⑥作業負担を軽減する機器等 | 導入経費の62.5又は75%(50%) |

詳しくはこちら

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

## 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

## 小規模事業者持続化補助金

**地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。**

一般型・通常枠
補助上限：50万円（賃金引き上げ特例：150万上乗せ）
補助率：2／3（賃金引き上げ特例：赤字事業者は3／4）

詳しくはこちら

商工会地区　　商工会議所地区

問合先

＜一般型・通常枠＞
商工会地区補助金事務局HP
商工会議所地区補助金事務局HP
電話番号：03－6634－9307

## 中小企業成長加速化補助金

**賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。**

補助上限：最大5億円
補助率：1／2
要件：100億宣言を行っていること
　　投資額1億以上　他

詳しくはこちら

## 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

**省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。**

問合先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ

・（Ⅰ）工場・事業場型
（先進枠）03-5565-3840
（一般枠/中小企業投資促進枠/SC枠）
03-5565-4463

・（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型
03-5565-3840

・（Ⅲ）GX設備単位型/設備単位型
ナビダイヤル　0570-01-5116
IP電話　　042-303-0855

・（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
03-5565-4773

詳しくはこちら

工場・事業場型　　設備単位型

## 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

**技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援します。**

補助上限：最大9,000万円 ※枠・従業員数による
補助率：1／2～2／3

詳しくはこちら

問合先　新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局（コールバック予約システム）：
https://shinjigyou-monodukuri.reserveapps.com/callback/resv/

## 賃上げ促進税制

**事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。**

【令和8年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受ける場合※】

**中堅企業**
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大30%を税額控除

**中小企業**
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

詳しくはこちら

中堅企業　中小企業

※令和8年3月31日以前に開始された事業年度適用を受ける場合は、制度の内容が異なりますのでご留意ください。

## 固定資産税の特例措置

**生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。**

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

問合先

＜先端設備等導入計画の作成等＞
・先端設備等の導入先の市区町村
＜税制＞
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821

詳しくはこちら

## 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

**事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。**

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら

問合先

日本政策金融公庫
電話番号:0120−154−505

沖縄振興開発金融公庫
電話番号:0120-981-827

## 賃上げ貸付利率特例制度

**公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。**

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら

問合先

日本政策金融公庫
電話番号:0120−154−505

沖縄振興開発金融公庫
電話番号: 0120-981-827

## 働き方改革や経営改善に向けた相談先

### 賃金引き上げ特設ページ（厚労省）

**最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！**
賃金引き上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引き上げ支援策を掲載

- 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引き上げの取組事例等を掲載しています。
- 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら

### 賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト（中企庁）

**貸上げや最低賃金の対応をサポート！**
収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- 賃上げに向けた「稼ぐ力」の強化に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら

### 適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法（改正下請法）」や価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら

### 働き方改革推進支援センター

**相談支援**　**コンサルティング**　**セミナー開催**

**労務管理等の専門家が**
**企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！**

- 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら

問合先　各都道府県の働き方改革推進支援センター

### よろず支援拠点

**中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！**

- 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

詳しくはこちら

問合先
各都道府県のよろず支援拠点

### 取引かけこみ寺

**中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。**

**全都道府県に設置**

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- 相談無料
- 秘密厳守
- 匿名相談可能

詳しくはこちら

問合先
フリーダイヤル：0120-418-618
※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

### 伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関（商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎセンター等）までお越しください。
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

㊝

令和８年 10 月 27 日

一般社団法人岩手県経営者協会
会長　石塚　恭路　　殿

岩手労働局長
川又　修司

岩手県最低賃金改定額及び賃上げ支援策の周知に関する御協力のお願い

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、岩手県最低賃金の改正決定につきまして、岩手地方最低賃金審議会に調査審議を諮問したところ、令和８年８月 31 日付けで岩手地方最低賃金審議会会長から答申がなされ、その後に行った異議申出に関する審議を踏まえ、令和８年 12 月１日から時間額 1,090 円に改正される旨決定し、令和８年９月 30 日付け官報へ公示しました。

岩手地方最低賃金審議会における岩手県最低賃金の改正決定に関する調査審議は、例年中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に、最低賃金法第９条第２項に定める３要素（労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）を基本に行われ、岩手地方最低賃金審議会からは、令和８年８月31日付けで現行の時間額1,031円から59円(引上げ率5.72%)引上げ、時間額1,090円とする旨の答申がなされたところです。

一方で、中小企業・小規模事業者においては、賃上げ原資の確保に必要な価格転嫁や生産性向上のための設備投資など、継続的に賃上げできる環境整備が必要であり、岩手県最低賃金改定額の周知とともに、各種賃上げ支援策の活用を促す取り組みが重要と考えております。

つきましては、改定後の最低賃金額、発効日や業務改善助成金をはじめとする各種賃上げ助成金・支援策について、貴団体会員企業等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

㊞

令和８年 10 月 27 日

日本労働組合総連合会岩手県連合会
会長　伊藤　裕一　　殿

岩手労働局長
川又　修司

岩手県最低賃金改定額及び賃上げ支援策の周知に関する御協力のお願い

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、岩手県最低賃金の改正決定につきまして、岩手地方最低賃金審議会に調査審議を諮問したところ、令和８年８月 31 日付けで岩手地方最低賃金審議会会長から答申がなされ、その後に行った異議申出に関する審議を踏まえ、令和８年 12 月１日から時間額 1,090 円に改正される旨決定し、令和８年９月 30 日付け官報へ公示しました。

岩手地方最低賃金審議会における岩手県最低賃金の改正決定に関する調査審議は、例年中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に、最低賃金法第９条第２項に定める３要素（労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）を基本に行われ、岩手地方最低賃金審議会からは、令和８年８月31日付けで現行の時間額1,031円から59円(引上げ率5.72%)引上げ、時間額1,090円とする旨の答申がなされたところです。

一方で、中小企業・小規模事業者においては、賃上げ原資の確保に必要な価格転嫁や生産性向上のための設備投資など、継続的に賃上げできる環境整備が必要であり、岩手県最低賃金改定額の周知とともに、各種賃上げ支援策の活用を促す取り組みが重要と考えております。

つきましては、改定後の最低賃金額と発効日について、傘下労働組合及び組合員の皆様へ周知いただきますとともに、中小企業・小規模事業者における賃上げを後押しするための業務改善助成金をはじめとする各種賃上げ助成金・支援策の周知につきましても、御協力を賜りますようお願い申し上げます。